

篠原欣子(しのはら・よしこ)記念財団寄付による
「子供や高齢者たちの居場所づくり助成事業」募集要項

社会福祉法人 大分県共同募金会

1 目 的

大分県共同募金会(以下「本会」という。)は、一般財団法人篠原欣子記念財団からの寄付を原資として、子ども食堂を中心とした子どもたちの居場所づくりや地域の高齢者との交流の場づくり等に取り組む団体に対し、経常的費用で実施が難しい、イベント開催、備品の導入など一時的費用を助成することを目的とする。

2.実施主体

社会福祉法人 大分県共同募金会

3.助成事業の対象期間

令和7年4月1日～令和7年年9月30日

※上記期間内に実施された活動であれば、遡及して助成対象とします。

4.対象となる団体

- 社会福祉法人・福祉施設、ボランティア団体・NPO 等(法人格の有無は不問)
- 団体としての活動実績が令和7年4月1日現在で6カ月以上かつ5年以内である団体であること
- 団体名義の振込口座を持っていること
- 団体自らの事務局を持っていること
- 特定の宗教や政治思想を広めることを目的とする団体、反社会的勢力※2 および反社会的勢力と密接な関わりがある団体でないこと

※2 反社会的勢力に該当する団体とは、暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力が助成対象事業の運営等に関与していると認められる団体をいいます。

5.助成の対象となる活動

- (1)子ども食堂を利用する子どもたちや、地域の子どもたちの居場所づくりに係る事業
- (2)地域食堂として、子どもや高齢者等を含む交流の場、居場所づくりに係る事業

【対象となる事業の例】

- ・こども食堂利用者や親が不在がちな子ども、地域の子どもたちなどを集めたイベント開催(BBQ 会、サマーキャンプ、勉強会、ゲーム大会など)
- ・地域食堂として、子どもや高齢者を含む集い、多世代交流会、会食会、その他の活動

助成金対象経費

- ・消耗品・備品費
- ・印刷製本費
- ・通信運搬費
- ・諸謝金
- ・旅費交通費
- ・会食費(食材、会食用消耗品、燃料)
- ・賃借料(会場借り上げ、イベント、会食等で必要な機材のレンタル料など)

助成金対象外となる経費・申請

- ・人件費
- ・通常時の活動に必要な経費(食材の購入費や賃料等)のみの申請
- ・当該経費の妥当性が応募趣旨にあわないもの、または応募書から当該経費の必要性が読み取れないもの
- ・ボランティア活動保険料(ボランティア行事用保険は助成対象とします)
- ・ボランティアの謝金(交通費などの実費弁償は助成対象とします)
- ・団体の維持・管理のみを目的とした経費
- ・補助金などの公的費用や他の助成金が充当される経費
- ・助成対象期間(令和7年 4月～令和7年 9月)外の活動に関する経費

6. 助成金額

- ・助成上限額は、1件につき15万円です。
※篠原欣子記念財団からの助成金を原資とし、この金額内で助成を行いますので応募者数、応募内容によって助成額を調整します。

7 応募方法及び助成決定等

- (1)助成事業申込書(様式1)に必要事項を記入のうえ、メールまたは郵送で大分県共同募金会あてお申し込みください。
- (2)助成決定については、応募団体あてに通知書をお送りします。
- (3)助成金は原則精算払いとします。
- (4)活動実態が確認できなかった場合は、助成決定を取り消す場合があります。
- (5)応募いただいた内容は、中央共同募金会や社会福祉協議会と共有する場合があります。

8 スケジュール

- (1)応募締切 令和7年6月27日(金)17:00 必着
※応募多数の場合は上記締切期日より前に応募を打ち切る場合があります。
- (2)助成決定 令和7年7月中旬まで

(3)報告書等提出期限 令和7年 10 月6日(月)

(4)助 成 金 送 金 報告書・請求書提出から原則1か月以内に入金します。

9. 事業完了後の手続き

(1)事業報告書・請求書等の提出

- ・ 事業終了後、令和7年10月6日までに「報告書」「精算書」「請求書」(様式2～4)に必要書類を添付のうえご請求ください。本会で内容を確認のうえ指定の口座あてに送金いたします。助成金受領後に「受領書」(様式5)を提出願います。
- ・ 報告の際、領収書のコピーや活動の様子の写真が必要になりますので事業実施中に準備願います。
- ・ 助成金の精算時に必要な証拠書類等の確認ができず、助成金対象経費として認められる費用が助成決定額に満たない場合は、助成額を減額します。
- ・ 本助成金による事業の実施中に助成決定した事業内容に変更が生じた場合は、事業変更申請書(様式6)を提出してください。
- ・ 応募いただいた内容は、中央共同募金会や社会福祉協議会と共有する場合があります。

(2)活動内容の紹介

- ・ 「報告書(様式2)」とは別に篠原欣子記念財団あての助成事業報告書を作成し令和7年 10月 6 日までに提出願います。助成事業報告書は様式(word)により作成後、活動の写真と併せて、メールにて送付してください。
- ・ 今回の助成金での取り組みを団体のホームページや SNS など積極的に発信してください。

(3)注意事項

- ・ 助成決定後の報告、請求に係る事務処理については、助成決定時に配布する「篠原欣子(しのはら・よしこ)記念財団寄付による「子供や高齢者たちの居場所づくり助成事業」に係る事務手続きについて」を参照してください。

10.応募・問い合わせ先

社会福祉法人 大分県共同募金会

〒 870-0907 大分市大津町 2-1-41 大分県総合社会福祉会館 3 階

TEL:097-552-2371 / FAX:097-552-6250

E-mail: kyoudoubokin@oita-akaihane.or.jp